地域指定年月日	昭和 45 年 12 月 25 日
整備計画策定年月日	昭和49年 2月28日
変更年月日	平成 元年 1月23日
	平成 8年 3月27日
	平成 26 年 11 月 25 日
市町村コード	11222

越谷農業振興地域整備計画書

平成 26 年 11 月 越谷市

(目次)

農地利用計画	2
土地利用区分の方向	2
農用地利用計画	15
農業生産基盤の整備開発計画	16
農業生産基盤整備及び開発の方向	16
農業生産基盤整備開発計画	17
森林の整備その他林業の振興との関連	17
他事業との関連	
農用地等の保全計画	18
農用地等の保全の方向	18
農用地等保全整備計画	18
農用地等の保全のための活動	18
.森林の整備その他林業の振興との関連	18
農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	19
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	21
森林の整備その他林業の振興との関連	22
農業近代化施設の整備計画	23
農業近代化施設の整備の方向	23
農業近代化施設整備計画	23
森林の整備その他林業との関連	23
他事業との関連	23
農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	24
農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	24
農業就業者育成•確保施設整備計画	24
農業を担うべき者のための支援の活動	24
森林の整備その他林業の振興との関連	24
農業従事者の安定的な就業の促進計画	
農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
農業従事者就業促進施設	26
森林の整備その他林業の振興との関連	26
生活環境施設の整備計画	
生活環境施設の整備の目標	27
生活環境施設整備計画	28
森林の整備その他林業の振興との関連	28
その他の施設の整備に係る事業との関連	28
附図	29
土地利用計画図	
土地基 盤整 備開発計画図	29
農業近代化施設整備計画図	29
農村生活環境整備計画図	
農業従業者•育成確保施設整備計画図	
生活環境施設整備計画図	29
	土地利用区分の方向。 農用地利用計画 農業生産基盤の整備開発計画 農業生産基盤を輸展で開発の方向 農業生産基盤整備及び開発の方向 農業生産基盤整備関発計画 在本事との関連 他事業との関連 農用地等の保全計画 農用地等の保全計画 農用地等の保全を整備計画 農用地等の保全の方向 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 森林の整備その他林業の援興との関連 農業近代化施設の整備計画 農業近代化施設の整備計画 農業近代化施設の整備計画 農業が代化施設の整備計画 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備の方向 農業が大きるの育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備の方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備が方向 農業を担うべき者の育成・確保施数の整備計画 農業を担うべき者のを定めな就業の促進・の関連 生活環境施数の整備計画 農業従事者の安定的な就業の促進・の関連 生活環境施数の整備計画 生活環境施数を整備との他林業の促進との関連 生活環境施数の整備計画 生活環境施数を整備との他が表の促進との関連 生活環境施数の整備計画 生活環境施数を整備との他が表の促進との関連 本本の必要になるに対している。 ままないますないますないますないますないますないますないますないますないますない

第1 農地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1)土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア)地域の位置

本市は、東京都心から25km圏内の埼玉県南東部に位置し、大宮台地と下総台地に挟まれた低湿地帯の一角を占める面積 6,031haの地域である。

北は春日部市、東は吉川市及び松伏町、南は草加市、西はさいたま市及び川口市に接している。

本農業振興地域は、市の中央を南北に走る東武鉄道伊勢崎線を中心として形成されている市街化区域を除き、市の東西に位置する市街化調整区域に属する面積 2131.20haの地域である.

(イ)自然条件

地形は丘陵がなく、標高は平均 5.2mの極めて平坦な地域である。中川・綾瀬川流域に属しており、北を大落古利根川、東を中川、南を綾瀬川に囲まれ、市の中央には元荒川や新方川が流れている。また、河川に挟まれた低地には、東京葛西用水をはじめとする用水が縦横に走っている。多くの河川や用水などが流れる特徴的な地形から、古くは「水郷こしがや」と呼ばれた。

河川の両岸に形成された微高地は集落や畑地として利用され、洪水などにより河川から溢れ出す水の堆積 作用をあまり受けなかった後背低湿地の大部分は水田として利用されてきた。

地層については、大半が粘土と砂の互層からできた沖積層である。

気候は県内でも風量が少なく気温が高い地域であり、雹や霜などの気象災害の少ない地域であるが、近年は 夏の高温や少雨、局所的な豪雨など、急な気象の変動による農産物への被害が生じている。

(ウ)交通条件

鉄道網は、南北に走る東武鉄道伊勢崎線と東西に走るJR武蔵野線の2本の鉄道が整備され、新越谷駅・南越谷駅でほぼ直交している。

道路網は、南北方向には国道 4 号、県道 49 号(足立・越谷線)、県道 115 号(八潮・越谷線)などの主軸道路が整備されている。東部では、越谷レイクタウンを縦断し、東京外環自動車道(八潮市)から、国道 16 号(春日部市)をつなぐ国道 4 号(東埼玉道路)が整備中である。計画延長約 17.6kmのうち越谷市の区域を含む約5.7kmが開通しており、越谷市から松伏町、春日部市方面に向けての延伸事業も進行中である。

また、東西方向では、東武鉄道伊勢崎線が高架化された地域においては鉄道の東西をつなぐ市道整備が進められてきた。さらに、さいたま市とつながる2本の国道463号や埼玉県道・千葉県道52号(越谷・流山線)など、東西方向への道路網の充実も図られている。

(エ)人口、産業の動向

人口の転入出では、一貫して転入が転出を上回る社会増が続いてきた。近年は転出数も増加傾向にあり、 社会増の伸びは緩やかになっている。これに伴って、総人口の伸びも次第に緩やかになってきている。

世帯の特性をみると、世帯数は年々増加している反面、世帯当たりの人員は徐々に減少している。昭和 40 年に 4.37 人であったものが、平成 22 年には 2.4 人と約半数になっており、世帯の小規模化が進んでいる。

平成 22 年度時点の産業構造としては、第一次産業が産業就業人口全体の 0.74%、第二次産業 20.85%、第三次産業 68.45%となっており、産業就業人口全体では平成 12 年度からほぼ横ばい状況である。

産業ごとの就業人口の推移を見ると、全体的な傾向としては、都市化とともに人口の増加等による住宅地や 商業地の形成が進み、第一次、第二次産業から第三次産業への移行が進んでいる。

農業を主とする第一次産業就業人口は昭和35年度から減少の一途をたどっており、速度は緩やかになっているものの今後もその傾向が続くことが予想される。第二次産業については、平成7年度をピークとして近年は減少が続いている。第三次産業については、昭和35年度から平成7年度にかけて急速に増加し、近年でも緩やかながら増加を続けているが、今後は横ばい傾向が続く見込みである。

平成 35 年度までの総人口については緩やかに増加を続けるものと推測されるが、産業就業人口が横ばい傾向であることから、地域経済の活性化のためには各産業の活力向上に向けた施策の展開が必要である。第 4 次総合振興計画においては、各分野の特性を活かした農・商・工の連携や産・学・官の連携により、地域資源を活かした産業の振興、創出、技術革新に取り組む方針である。

農業分野については、この方針に則り、商業・工業等の各分野との連携方策の検討を進めるとともに、第 2 次都市農業推進基本計画に基づき、農地の持つ多面的機能を将来にわたって維持し、持続的に農業が行われる環境づくりに取り組む。

農地の保全・有効活用に向けては、農地の流動化の促進と農地の出し手となる農業者の雇用の安定的な確保策を検討し、戦略的な農地の集約を進める。

同時に優良農地の担い手確保のため、効率的かつ安定的に農業経営を営むことができる本市の中核的な担い手の育成に取り組む。

また、本市の地理的特性を踏まえた高収益型の農業経営の取り組みを支援するとともに、地域産業全体の活性化に向けた総合的な施策を展開する。

年度	人口(人)	うち農家人口(人)	総人口に占め る農家人口の 割合(%)	世帯数(戸)	農家世帯数	世帯数に占め る農家世帯数 の割合(%)
昭和 35	49,585	27,571	55.60	9,136	4,123	45.10
昭和 40	76,571	25,052	32.72	17,516	3,803	21.70
昭和 45	139,368	21,307	15.29	36,605	3,416	9.30
昭和 50	195,917	17,781	9.08	54,306	3,013	5.50
昭和 55	223,241	15,072	6.75	65,535	2,661	4.10
昭和 60	253,479	13,460	5.31	75,363	2,461	3.30
平成 2	285,259	12,009	4.21	90,882	2,272	2.50
平成 7	298,253	9,794	3.28	101,072	1,970	1.90
平成 12	308,307	8,179	2.65	110,472	1,694	1.50
平成 17	315,792	6,360	2.01	118,555	1,414	1.20
平成 22	326,313	3,694	1.13	128,342	1,323	1.00
(現在)平成 25 (推計)	330,287	3,596	1.09	138,879	1,289	0.93
平成 30(推計)	338,360	3,317	0.98	147,755	1,189	0.84
平成 35(推計)	341,400	3,102	0.91	149,082	1,112	0.77

表 1 総人口及び世帯数増減状況

- ※「農家人口」及び「農家世帯数」については、農林業センサス、それ以外については国勢調査により記載した。
- ※「農家人口」は、平成17年度までは総農家の世帯員数、平成22年度からは販売農家における世帯員数。
- ※「農家世帯数」は、総農家数。
- ※平成30年度及び35年度の総人口は市推計資料より、総世帯数は将来における世帯の推定世帯員数より推計した。
- ※平成25年度、平成30年度及び35年度の農家人口及び農家世帯数は、平成22年度の農家人口及び農家世帯数の増加率をもとに推計した。

年度	総就業人口	第一次産業	うち農業	第二次産業	第三次産業	その他 (分類不能)
昭和 35	23,471	10,419	10,409	6,759	6,290	3
昭和 40	36,919	8,612	8,588	14,674	13,596	37
昭和 45	65,985	7,338	7,316	28,162	30,433	52
昭和 50	83,488	4,812	4,774	33,558	44,691	427
昭和 55	96,873	3,616	3,586	36,524	56,564	169
昭和 60	116,875	3,050	3,019	41,789	71,448	588
平成 2	144,258	2,467	2,441	47,890	92,519	1,382
平成 7	156,994	2,137	2,114	48,202	104,543	2,112
平成 12	157,698	1,659	1,655	43,258	108,533	4,248
平成 17	157,099	1,303	1,300	38,251	111,909	5,636
平成 22	157,390	1,169	1,162	32,822	107,733	15,666
(現在)平成 25 (推計)	157,447	1,139	1,132	31,247	108,185	16,876
平成 30(推計)	157,500	1,051	1,044	26,700	108,984	20,765
平成 35(推計)	157,564	983	977	23,285	108,504	24,792

表 2 産業就業人口の動向及び見通し(国勢調査)

- ※国勢調査に基づき記載したため、農業については農林業センサスにおける数値とは異なる。
- ※平成25年度、平成30年度及び平成35年度の第一次産業及び農業については、表1の農家世帯数の増加率をもとに推計。その他については、過去の増加率より推計した。

(オ)土地利用の方向性

田と畑で構成される農地の市域面積に占める割合は、昭和33年の市制施行当時は市域面積 5,976haに対して70%以上を占めていたが、平成24年1月1日現在では、市域面積6,031haのうち24.6%に減少している。 一方、市制施行当時、市域面積の8%にすぎなかった宅地は、平成24年1月1日現在では約37%に増加している。

平成25年1月現在の市街化区域の面積は2,872haで、市域面積の47.6%である。市街化区域の東西は市街化調整区域に指定されており、面積は3,159ha、市域面積の52.4%を占めている。このうち2,131.20haが農業振興地域に指定されている。

本計画の終了年度である平成 35 年以降においては、いずれ総人口及び世帯数の減少が避けられなくなることが予想され、第 4 次総合振興計画においては、住宅地の造成を目的としたこれ以上の市街化区域の拡大は実施しないこととしている。

このことを踏まえ、第2次都市農業推進基本計画に基づき、本計画で定める農用地区域を中心として、土地利用ゾーニングにより農地の保全と有効活用を図る。

一方で、現在、市街化区域及び市街化調整区域においては、住工混在の解消に向けた工場移転用地の確保が大きな課題となっている。また、国・県道等による交通利便性の向上により、これらの沿道における市内外の事業者からの流通系・工業系の土地利用需要が高まりつつある。住宅地と優良農地との混在を解消し、事業地の集積を誘導することで、優良農地の効率的な保全と計画的な都市整備の進行を図ることができることから、これらのニーズへの対応と、農地の流動化に伴い農地の出し手となった農業者の就業確保のための方策を総合的に講じていく必要がある。

年	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
昭和 35	3,352	993	485	_	33	39	_	1,074	5,976
昭和 40	3,223	971	659		41	42		1,037	5,973
昭和 45	2,914	1,249	958		39	36		777	5,973
昭和 50	2,624	1,113	1,330	7	33	32	141	693	5,973
昭和 55	2,345	737	1,521	6	29	27	161	1,147	5,973
昭和 60	1,998	691	1,737	4	26	23	183	1,310	5,973
平成 2	1,645	583	1,889	2	21	21	382	1,488	6,031
平成 7	1,494	531	1,995	2	18	17	402	1,572	6,031
平成 12	1,387	497	2,065	1	16	16	422	1,627	6,031
平成 17	1,282	462	2,123	1	15	14	456	1,678	6,031
平成 22	1,106	425	2,233	1	14	14	473	1,756	6,031

図 1 地目別土地利用状況(各年1月1日現在)

単位:ha(%)

								平压.114(70)
年度	農用地	農業用 施設用地	森林 原野	住宅地	工場 用地	その他	計	農業振興地域の
干及	実数 (比率)	実数 (比率)	実数 (比率)	実数 (比率)	実数 (比率)	実数 (比率)	実数 (比率)	区域面積
現在 (平成 25)	1126.52 (60.5)	4.03 (0.2)	0 (0)	458.15 (24.6)	15.93 (0.9)	256.53 (13.8)	1861.16 (100.0)	2131.20
目標 (平成 35)	1100 (59.1)	9.03 (0.5)	0 (0)	470 (25.3)	15.93 (0.9)	266.20 (14.3)	1861.16 (100.0)	2131.20
増減	△26.52	5.00	0	11.85	0	11.19	0	0

表 3 農業振興地域内の土地利用の目標(平成25年12月1日現在)

- ※現在の「農用地」については、農地管理システムにより公簿地目が田と畑の土地を抽出し、集計した。
- ※現在の「農業用施設用地」、「住宅地」、「工場用地」については、農地転用実績から算出した。
- ※現在の「その他」については、平成25年12月1日時点で、農地管理システムにより公簿地目が宅地の土地と、田、畑、宅地以外の土地の合計面積から、現在の「農業用施設用地」、「住宅地」、「工場用地」の面積を除き算出した。
- ※目標は、平成25年の農地転用許可実績をもとに推計した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約1,126.52haのうち、次に掲げる農用地について農用地区域を設定する。設定する区域面積は約955ha、このうち農用地の面積は約700haである。

- ・10ha以上の集団性のある農用地
- ・土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行にかかる区域内にある土地
- ・ それ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

なお、農用地区域に指定した区域の番号については、農業振興地域土地利用計画図の管理のための便宜上、東武鉄道伊勢崎線を境に、東側については南東部から順に、大相模地区をA-1 及びA-2、増林地区をB-1 及びB-2、新方地区をC-1 及びC-2 とし、西側については北西部から順に、大袋地区をD-1、荻島地区・出羽地区をD-2 及びD-3 とする。

a 桜井地区 該当なし。

b 新方地区

区域 番号	範囲	農用地の 概算面積
C-1	①市道 1060 号、市道 10065 号、市道 10062 号、市道 10156 号、市道 10158 号、 埼玉県道・東京都道 102 号(平方・東京線)、市道 10037 号、市道 1070 号、市道 10030 号、市道 10023 号、市道 10022 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方・東京線)、市道 10001 号線、市道 10016 号、市道 10010 号、市道 10014 号、市道 10002 号、市道 1070 号、市道 10083 号、市道 10040 号、市道 2090 号を順次結 んで囲まれた区域	65.61ha
C-2	①市道 10240 号、大落古利根川、大字船渡字屋敷前 1868 番 1 地先前、市道 10212 号、大字船渡字屋敷前 1869 番 2~1885 番 4 地先前、市道 10793 号、大字船渡字上川原 2234 番 2~2406 番地先前、市道 10222 号を順次結んで囲まれた区域	85.51ha
	②大落古利根川、市道 10175 号、市道 10178 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平 方東京線)、市道 10143 号、市道 1060 号、市道 2090 号、市道 10110 号、市道 10002 号、市道 10113 号、市道 10112 号、市道 2080 号、市道 10095 号、市道 10002 号、用水路(大字船渡字島添 766 番~1059 番地先前)、市道 10030 号、 用水路(大字船渡字大鳥前 1061 番 1~1252 番地先前)、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、市道 10192 号、市道 10187 号、市道 10202 号、大字船渡 字屋敷前 1744 番 1~大字船渡字下川原 2328 番~2289 番~大字船渡字屋敷 前 1777 番~1775 番 3~大字船渡字下川原 2300 番 2~大字船渡字屋敷前 1797 番地先前を順次結んで囲まれた区域	

c 増林地区

区域 番号	範囲	農用地の 概算面積
B-1	①新方川、国道 4 号(東埼玉道路)、元荒川、市道 40457 号、市道 40979 号、市道 40978 号、市道 1130 号、市道 40977 号、市道 40480 号、市道 41042 号、市道 40485 号、市道 41041 号、市道 40480 号、市道 40264 号を順次結んで囲まれた 区域	81.84ha
	②新方川、中川、元荒川、国道4号(東埼玉道路)を順次結んで囲まれた区域	
В-2	①市道 40604 号、大字增林字根通 1067 番 1 地先前、市道 40596 号、市道 40578 号、市道 40589 号、市道 40593 号、市道 40562 号、大字增林字根通 1034 番~ 1038 番地先前、市道 40561 号、市道 40596 号、水路(大字增林字根通 1056 番~1052 番地先前)、大字增林字根通 1052 番地先前、市道 40561 号、市道 1120	144.28ha

号、水路(大字增林字根通1046番~1044番地先前)、大字界(大字增林~增林 一丁目)、增林一丁目 129 番地先前、水路(增林一丁目 131 番 1~133 番地先 前)、市道 40557 号、市道 40550 号、市道 40545 号、水路(增林二丁目 473 番 2 ~472 番地先前)、增林二丁目 396 番~391 番~379 番地先前、市道 40546 号、 市道 40545 号、水路(增林二丁目 488 番地先前)、增林二丁目 490 番~493 番 地先前、市道40977号、市道40525号、市道1130号、增林二丁目539番1~549 番地先前、市道 40539 号、市道 40525 号、市道 40538 号、増林三丁目 208 番地 先前、市道40535号、增林三丁目210番地先前、市道40534号、市道40525号、 水路(増林三丁目 235 番 3~213 番 1~213 番 5 地先前)、市道 40535 号、増林 三丁目 196 番~194 番地先前、水路(増林三丁目 194 番地先前)、市道 40536 号、增林三丁目 216 番~215 番~227 番~225 番 1~225 番 3 地先前、市道 40533 号、水路(增林三丁目 225 番 3~225 番 1 地先前)、增林三丁目 227 番~ 228 番 3~240 番~252 番 2 地先前、市道 40530 号、 增林三丁目 268 番~281 番地先前、市道 40528 号、水路(增林三丁目 298 番~287 番地先前)、市道 40528 号、市道 40525 号、市道 2220 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京 線)、市道40673号、大落古利根川、大字增森字屋敷通1301番1地先前、市道 40678 号、市道 40677 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、市道 2180 号、市道 40454 号、市道 40511 号、市道 40508 号、市道 40506 号、新方川、市道 40526 号、市道 40507 号、市道 40527 号、增森一丁目 88 番 2~88 番 1~91 番 地先前、市道40527号、市道2180号、市道40977号、市道40505号、埼玉県道・ 千葉県道 19 号(越谷·野田線)、市道 2180 号、市道 40581 号、大字増林字宮田 676番2地先前、市道40570号、市道40588号、大字增林字宮田658番~657 番~656 番~645 番~601 番~600 番 2 地先前、市道 40564 号、市道 40605 号 を順次結んで囲まれた区域

②増林二丁目 511 番~524 番地先前を順次結び囲まれた区域

③大落古利根川、中川、市道 40696 号、市道 40695 号、市道 40693 号、市道 40698 号、市道 40688 号、市道 40677 号、市道 40680 号を順次結んで囲まれた 区域

d 大袋地区

区域 番号	範囲	農用地の 概算面積
D-1	①新方川、市道 20724 号、市道 20992 号、市道 20717 号、さいたま市との行政界、市道 20721 号、市道 20996 号、市道 20722 号を順次結んで囲まれた区域②市道 20689 号、市道 1020 号、県道 325 号(大野島・越谷線)を順次結んで囲まれた区域	26.10ha

e 荻島·出羽地区

区域 番号	範囲	農用地の 概算面積
D-2	①市道 60749 号、市道 1020 号、市道 60718 号、元荒川、県道 48 号(越谷・岩槻線)、末田大用水、市道 2140 号、大字南荻島字戸井 1556 番 1 地先前、市道 60574 号、市道 60576 号、末田大用水、国道 463 号、さいたま市との行政界、市道 60832 号、市道 60645 号、市道 2140 号、市道 60557 号、市道 60765 号、市道 60691 号、さいたま市との行政界、県道 325 号(大野島・越谷線)、市道 60716 号、市道 60722 号、市道 60743 号、市道 60751 号を順次結んで囲まれた区域	123.54ha

	②国道463号、市道60439号、さいたま市との行政界を順次結んで囲まれた区域	
D-3	①国道 463 号、市道 60337 号、市道 60331 号、谷中用水、市道 60838 号、市道 60040 号、市道 60035 号、市道 60043 号、市道 60021 号、市道 60838 号、市道 60047 号、市道 60212 号、市道 60216 号、市道 60840 号、市道 1141 号、市道 60277 号、大字界(谷中町四丁目と大字北後谷)、市道 60281 号、市道 60811 号、市道 60270 号、市道 1141 号、市道 60773 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)、市道 60395 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)を順次結んで囲まれた区域	153.64ha
	②JR武蔵野線、市道 2290 号、市道 2280 号、市道 60118 号、市道 1160 号、JR 武蔵野線、市道 60178 号、市道 60180 号、市道 60200 号を順次結んで囲まれた 区域	

f 大相模地区

区域 番号	範囲	農用地の 概算面積
A-1	中川、草加市との行政界、市道 90728 号、市道 90714 号、市道 80479 号、市道 80478 号を順次結んで囲まれた区域	3.07ha
A-2	①元荒川、国道 4 号(東埼玉道路)、市道 40335 号、相模町六丁目 3836 番 1~3837 番 1 地先前を順次結んで囲まれた区域	16.26ha
	②元荒川、大字界(大成町八丁目と東町一丁目)、市道 41040 号、国道 4 号(東 埼玉道路)を順次結んで囲まれた区域	

(イ)土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農用地の農業上の利用効率を高めるために必要な用水路、排水路等のかんがい排水施設、農道等の施設の用に供される土地については、周囲の農用地と一体として保全するため、農用地区域に設定する。

(ウ)農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

以下の農業用施設用地を農用地区域に設定する。

なお、増林地区にある農業技術センターについては 2haに満たないが、都市型農業経営の推進に向けた拠点施設として有効活用を図る。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積	農業用施設の種類
(仮称)越谷いちご農園団地	增森一丁目	約 5ha	イチゴの共同栽培施設

表 4 農用地区域に設定する農業用施設用地

(エ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし。

(2)農業上の土地利用の方向

ア農用地等利用方針

農業振興地域内の農用地は1,126.52haであり、そのうち田は830.49haで73.7%を占め、10a区画の整備はほぼ完了している。畑は296.03haで、多くが田や宅地などの農地以外の土地利用に混在しており、整備率は低い。

本市では、水稲作を主体として、露地野菜、施設園芸などが導入されてきたが、兼業化や農業者の高齢化、後

継者不足などによる担い手減少などから、遊休農地・耕作放棄地化する農地も増加しつつある。このため、これらの再生・有効活用や発生防止に向けた対策が必要である。

一方、本市では、ネギやクワイ、小松菜、ほうれん草、山東菜、チューリップなどの特産物栽培や、近年取り組みが盛んないちご観光農園をはじめとする体験型農園、農産物の付加価値を高める農産物加工などの高収益型農業など、本市の地理的特性を活かした都市型農業経営が営まれている。

これらのことを踏まえ、農用地区域内の農用地の利用方針としては、7割以上を占める水田については、農地利用集積円滑化事業などを活用し、担い手への農地の面的集積とともに区画の大規模化を積極的に進める。また、このような大規模化された農地については、農道や用排水路などの計画的な整備を行い、大型機械の導入による農作業の効率化を促進する。

また、水稲作以外の特産物栽培や観光農園などの体験型農園、農産物加工などの都市型農業経営が営まれている地域においては、品目ごとの圃場集約や高品質化、高付加価値化などによる産地形成に取り組む。

なお、市民農園については、農業者自身による運営が行われていることを鑑み、市が管理運営している市民 農園の整備方針について早急に検討していく必要がある。

以上のことにより、農業・農地の生産性向上を図ることとする。

地区ごとの農用地等の利用方針は以下の通りである。

(ア)桜井地区

田の割合が多いが、平方公園の周囲では、資材置場などの土地利用が進んでいるため、農地の面的集積や大規模化が困難になりつつある。既存の農地の機能保全と営農効率の維持に努める。

また、イチゴの観光農園の展開も見られるため、(仮称)越谷いちご農園団地との効果的な連携を図る。

(イ)新方地区

大吉、向畑、大松、船渡、北川崎地区などを中心として集団性のある水田が広がっており、ほとんどが10a区 画の基盤整備が完了している。今後は、所有者ごとに点在している水田を、大規模な担い手に集積し、圃場 の大区画化とともに大型機械による効率的で生産性の高い水稲作を推進する。

なお、地盤沈下等により、用排水に支障をきたしている区域については、集団性のある優良な水田が存する 区域から順に整備を進める。

水田地帯の東側の大落古利根川沿岸に広がる畑地においては、特産のネギなどの栽培が行われている。 ネギをはじめとする露地野菜栽培や施設栽培における農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。

なお、大吉・向畑地区にある旧大吉水田保全花園整備事業地の水田約9.0haでは、平成24年度と平成25年度施行の大吉地区土地改良事業により30a以上の大区画整備と、用排水路の改修等を実施した。施行完了後については、平成26年度から、越谷市農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業と連携し、大規模な担い手への面的集積を行う。これを一つのモデルケースとし、この地区の北側に広がる集団性のある水田についても集積を促していく。

(ウ)増林地区

越谷総合公園の周辺に広がる集団性のある水田については、パイプラインの有利性を活かした水稲作の効率化を目指し、大規模な担い手への集積に取り組む。排水不良田や地盤沈下地帯については、排水改良とともに地盤沈下対策を進める。

元荒川に近い中島地区や増森地区の畑地においては、特産のネギや山東菜、枝豆などの栽培や農産物加工が行われている。露地野菜栽培や施設栽培における農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。また、イチゴやブドウなどの観光農園の取り組みが盛んであるため、国道 4 号(東埼玉道路)による交通の利便性を活かし、(仮称)越谷いちご農園団地を拠点とした産地化、観光資源化に向けた展開を推進する。

(エ)大袋地区

水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終わっているため、大規模な担い手への集積により、水稲作の効率化を推進する。

元荒川右左岸に分布する畑については、排水は不良であるが、小松菜やほうれん草などの葉物の施設栽培による農地の高度利用が見られる。露地栽培と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を推進し、農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。

また、イチゴの観光農園の展開も見られるため、(仮称)越谷いちご農園団地との効果的な連携を図る。

(才)荻島地区

水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終わっているため、大規模な担い手への集積により水 稲作の効率化を推進する。

また、クワイを栽培している水田については、圃場が点在しているため、圃場集約を検討、実施することにより、農作業や水のコントロールの効率化、生産性の向上に取り組む。

畑は元荒川右岸に沿って分布しており、排水は不良であるが、小松菜やほうれん草などの葉物の施設栽培による農地の高度利用が見られる。露地栽培と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を推進し、農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。

また、イチゴの観光農園の展開も見られるため、(仮称)越谷いちご農園団地との効果的な連携を図る。

(力)出羽地区

水田の割合が高く、用排水等の基盤整備はほとんど終っているが、農地以外への土地利用が進んでおり、大規模な集積が困難になりつつある。

また、クワイを栽培している水田については、圃場が点在しているため、圃場集約を検討、実施することにより、農作業や水のコントロールの効率化、生産性の向上に取り組む。

畑については、排水は不良であるが、露地栽培と施設栽培を組み合わせた野菜や花卉の栽培を推進し、 農作業の効率化、農地利用率の向上に取り組む。

(キ)大相模地区

市内では比較的畑としての利用割合が高い地区で、元荒川右岸及び中川右岸に分布する畑については、露地野菜、施設園芸用地として生産性や利用率を高める。

また、本地区は市の南東部の端に位置するため、国道 4 号(東埼玉道路)などによる交通の利便性や越谷レイクタウンに近いという特性を活かしたトマトやイチゴなどの施設栽培や農産物加工の取り組みが行われている。経営の拡大に向けた農地の確保が困難な状況も見受けられるため、用地確保に向けた農地利用集積円滑化事業の活用策などを検討、実施に取り組む。

単位:ha

														-/_ · 11cc
区分	区域	農用地		採草放牧地 •混牧林地		農業用 施設用地		m l .			森林 原野 等			
地区名	面積	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A (大相模)	33.18	19.33	18.86	△0.47		_		0.03	0.03	0	19.36	18.89	△0.47	0
B (増林)	301.94	226.12	206.68	△19.44	_	_	_	1.75	6.75	5.00	227.87	213.43	△14.44	0
C (新方)	203.58	151.12	147.90	△3.22		_		0.11	0.11	0	151.23	148.01	△3.22	0
D (大袋·荻 島·出羽)	416.15	303.28	295.15	△8.13		_	l	2.14	2.24	0.10	305.42	297.39	△8.03	0
計	954.85	699.85	668.59	△31.26				4.03	9.13	5.10	703.88	677.72	△26.16	0

表 5 農用地等の利用状況と目標(平成 25年 12月 1日現在)

- ※農用地の「現況」については、農地管理システムにより公簿地目が田と畑の土地を抽出し、集計した。
- ※農業用施設用地の「現況」は、平成25年12月までの農地転用の実績をもとに算出した。
- ※農用地の「将来」については、平成7年度から平成25年度までの増減等をもとに推計した。
- ※農業用施設用地の「将来」については、将来的な整備予定を踏まえて推計した。

イ 用途区分の構想

(ア)田としての利用を促進する農用地の区域

農用地区域に設定した農用地のうち、以下の区域については大半が水田であり、集団性のある優良な農地が多く存在することから、今後も田としての利用を図り、大規模な担い手への集積、大区画化、農業生産基盤の整備、大型機械の導入を計画的に進める。

区域 番号	範囲
B-1	①新方川、国道4号(東埼玉道路)、市道2210号、市道40979号、市道40978号、市道1130号、市道40977号、市道40480号、市道41042号、市道40485号、市道41041号、市道40480号、市道40264号を順次結んで囲まれた区域
	②埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、市道 2210 号、国道 4 号(東埼玉道路)
	③市道 41039 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、元荒川、国道 4 号(東埼玉道 路)を順次結んで囲まれた区域
B-2	①市道 40604 号、大字増林字根通 1067 番 1 地先前、市道 40596 号、市道 40578 号、市道 40589 号、市道 40593 号、市道 40562 号、大字増林字根通 1034 番~1038 番地先前、市道 40561 号、市道 40596 号、水路(大字増林字根通 1056 番~1052 番地先前)、大字増林字根通 1052 番地先前、市道 40561 号、市道 1120 号、水路(大字増林字根通 1046 番~1044 番地先前)、大字界(大字増林~増林一丁目)、増林一丁目 129 番地先前、水路(増林一丁目 131 番 1~133 番地先前)、市道 40557 号、市道 40550 号、市道 40545 号、水路(増林二丁目 473 番 2~472 番地先前)、増林二丁目 396 番~391 番~379 番地先前、市道 40546 号、市道 40545 号、水路(増林二丁目 488 番地先前)、増林二丁目 490 番~493 番地先前、市道 40577 号、市道 40525 号、市道 1130 号、増林二丁目 539 番 1~549 番地先前、市道 40539 号、市道 40525 号、市道 1130 号、増林二丁目 208 番地先前、市道 40535 号、増林三丁目 210 番地先前、市道 40534 号、市道 40525 号、水路(増林三丁目 235 番 3~213 番 1~213 番 5 地先前)、市道 40535 号、増林三丁目 196 番~194 番地先前、水路(増林三丁目 194 番地先前)、市道 40536 号、増林三丁目 116 番~115 番~227 番~225 番 3 地先前、市道 40533 号、水路(増林三丁目 225 番 3~225 番 1 地先前)、増林三丁目 127 番~228 番 3~240 番~252 番 2 地先前、市道 40530 号、増林三丁目 268 番~281 番地先前、市道 40528 号、水路(増林三丁目 298 番~287 番地先前、市道 40528 号、市道 40527 号、市道 2220 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、市道 2180 号、市道 40527 号、市道 40505 号、市道 40574 号、増林一丁目 7 番~6 番地先前、市道 40572 号、市道 40570 号、市道 40588 号、大字増林字宮田 658 番~657 番~656 番~645 番~601 番~600 番 2 地先前、市道 40584 号、市道 40505 号を順次結んで囲まれた区域
C-1	②増林二丁目 511 番~524 番地先前を順次結び囲まれた区域 市道 1060 号、市道 10065 号、市道 10050 号、市道 10069 号、市道 10070 号、市道 10040 号、 市道 10048 号、市道 10150 号、水路(大字向畑字立野 458 番 1~283 番地先前)、市道 10030
	号、 市道 10023 号、水路(大字大吉字根通 700 番)、大字大吉字根通 698 番~687 番 1~659 番 ~662 番 1~647 番 1~622 番~609 番 2~593 番 1~586 番地先前、市道 10016 号、市道 10010 号、市道 10014 号、市道 10002 号、市道 1070 号、市道 10083 号、市道 10040 号、市 道 2090 号を順次結んで囲まれた区域

C-2	①市道 10240 号、大落古利根川、大字船渡字屋敷前 1868 番 1 地先前、市道 10212 号、大字船渡字屋敷前 1869 番 2~1885 番 4 地先前、市道 10793 号、大字船渡字上川原 2234 番 2~2406 番地先前、市道 10222 号を順次結んで囲まれた区域
	②市道 10095 号、市道 10002 号、水路(大字船渡字島添 766 番~1059 番地先前)、市道 10030 号、水路(大字船渡字大鳥前 1061 番 1~1252 番地先前)、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、大字船渡字大鳥前 1343 番 1~大字大松字深石 211 番 1~210 番 1~202 番 1 地先前、市道 10582 号、市道 1060 号、市道 2090 号、市道 10110 号、市道 10002 号、市道 10113 号、市道 10112 号、市道 2080 号を順次結んで囲まれた区域
D-1	新方川、市道 20724 号、市道 20992 号、市道 20717 号、さいたま市との行政界、市道 20721 号、市道 20996 号、市道 20722 号を順次結んで囲まれた区域
D-2	①県道 325 号(大野島・越谷線)、市道 2140 号、市道 60557 号、市道 60765 号、市道 60691 号、さいたま市との行政界、市道 60699 号、市道 60693 号、市道 60765 号を順次結んで囲まれた区域
	②市道 60642 号、末田大用水、市道 2140 号、大字南荻島字戸井 1556 番 1 地先前、市道 60574 号、市道 60576 号、末田大用水、市道 2150 号、市道 60537 号、市道 60512 号、末田大用水、市道 60849 号、国道 463 号、さいたま市との行政界、市道 60540 号、市道 60832 号、市道 60645 号、市道 60656 号を順次結んで囲まれた区域
	③国道 463 号、市道 60439 号、さいたま市との行政界を順次結んで囲まれた区域
D-3	①国道 463 号、市道 60337 号、市道 60331 号、谷中用水、市道 60838 号、市道 60040 号、市道 60035 号、市道 60043 号、市道 60021 号、市道 60838 号、市道 60047 号、市道 60212 号、市道 60216 号、市道 60840 号、市道 1141 号、市道 60277 号、大字界(北後谷~谷中町四丁目)、市道 60281 号、市道 60811 号、市道 60270 号、市道 1141 号、市道 60773 号、市道 60379 号、市道 60394 号、市道 60774 号、市道 60395 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)を順次 結んで囲まれた区域
	②JR武蔵野線、市道 2290 号、市道 2280 号、市道 60118 号、市道 1160 号、JR武蔵野線、市 道 60178 号、市道 60180 号、市道 60200 号を順次結んで囲まれた区域

(イ)畑としての利用を促進する農用地の区域

農用地区域に設定した農用地のうち、以下の区域については現況の利用実態から畑としての効率的利用を図り、農地の生産性向上を目指す。

区域 番号	範囲
A-1	全域
A-2	全域
B-1	①市道2210号、国道4号(東埼玉道路)、元荒川、市道40457号を順次結んで囲まれた区域
D I	②新方川、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、市道 41039 号、国道 4 号(東埼玉道 路)、市道 2210 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)を順次結んで囲まれた区域

В-2	①大落古利根川、大字増森字屋敷通 1301 番 1 地先前、市道 40678 号、市道 40677 号、埼玉県道·東京都道 102 号(平方東京線)、市道 40673 号
	②市道 2180 号、市道 40581 号、大字増林字宮田 676 番 2 地先前、市道 40570 号、市道 40572 号、増林一丁目 7番~6番地先前、市道 40574号、新方川、埼玉県道・千葉県道 19号(越谷・野田線)を順次結んで囲まれた区域
	③大落古利根川、中川、市道 40696 号、市道 40695 号、市道 40693 号、市道 40698 号、市 道 40688 号、市道 40677 号、市道 40680 号を順次結んで囲まれた区域
C-1	①市道 10065 号、市道 10062 号、市道 10156 号、市道 10158 号、埼玉県道・東京都道 102号(平方・東京線)、市道 10037 号、市道 1070 号、市道 10030 号、水路(大字向畑字立野 283番~458番1地先前)、市道 10150号、市道 10048号、市道 10040号、市道 10070号、市道 10069号、市道 10050号を順次結んで囲まれた区域
	②市道 10023 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方・東京線)、市道 10001 号、市道 10016 号、大字大吉字根通 586 番~593 番 1~609 番 2~622 番~647 番 1~662 番 1~659 番~687 番 1~698 番地先前、水路(大字大吉字根通 701 番~702 番地先前)を順次結んで囲まれた区域
C-2	大落古利根川、市道 10175 号、市道 10178 号、埼玉県道・東京都道 102 号(平方東京線)、 市道 10192 号、市道 10187 号、市道 10202 号、大字船渡字屋敷前 1744 番 1~大字船渡字 下川原 2328 番~2289 番~大字船渡字屋敷前 1777 番~1775 番 3~大字船渡字下川原 2300 番 2~大字船渡字屋敷前 1797 番地先前を順次結んで囲まれた区域
D-1	市道 20689 号、市道 1020 号、県道 325 号(大野島・越谷線)を順次結んで囲まれた区域
D-2	①市道 60749 号、市道 1020 号、市道 60718 号、元荒川、県道 48 号(越谷・岩槻線)、末田大用水、市道 60642 号、市道 60656 号、市道 2140 号、県道 325 号(大野島・越谷線)、市道 60716 号を順次結んで囲まれた区域
	②県道 325 号(大野島・越谷線)、市道 60765 号、市道 60693 号、市道 60699 号を順次結んで囲まれた区域
	③市道 2150 号、市道 60537 号、60512 号、末田大用水を順次結んで囲まれた区域
	④市道 60832 号、市道 60540 号、さいたま市との行政界を順次結んで囲まれた区域
D-3	市道 60774 号、市道 60394 号、市道 60379 号、市道 60773 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線) を順次結んで囲まれた区域

ウ 特別な用途区分の構想

(ア)優良農地(集団型)

おおむね10ha以上の集団性のある農地が広がっている以下の地区については、優良農地(集団型)として 位置づけ、他用途への転用を規制するとともに、農地利用集積円滑化事業による担い手への農地集積や農 業用用排水路等の農業生産基盤の整備など、農業振興施策を積極的に実施することとする。

区域 番号	範囲
B-1	①新方川、市道 2220 号、市道 40978 号、市道 40474 号、大字増林字西川 5302 番 2~5300 番 1 地先前を順次結んで囲まれた区域
	②新方川、送水管、市道 40731 号、市道 40730 号、市道 40726 号、市道 40724 号、市道 40717 号、大字増森字中窪 2099番 1 地先前を順次結んで囲まれた区域

B-2	①市道 40604 号、大字增林字根通 1067 番 1 地先前、市道 40596 号、市道 40578 号、市道
	40589 号、市道 40592 号、大字增林字根通 3162 番 4~3165 番 1 地先前、市道 40562 号、
	大字増林字根通 1034 番~1038 番地先前、市道 40561 号、市道 40596 号、水路(大字増林
	字根通 1056 番~1052 番地先前)、大字增林字根通 1052 番地先前、市道 40561 号、市道
	1120 号、水路(大字增林字根通 1046 番~1044 番地先前)、大字界(大字增林~增林一丁
	目)、增林一丁目 129 番地先前、水路(增林一丁目 131 番 1~133 番地先前)、市道 40557
	号、市道 40550 号、市道 40551 号、水路(增林二丁目 473 番 2~472 番地先前)、增林二丁
	目 396 番~391 番~379 番地先前、市道 40546 号、市道 40545 号、水路(増林二丁目 488
	番地先前)、增林二丁目 490 番~493 番地先前、市道 40977 号、市道 40525 号、市道 1130
	号、增林二丁目 525 番 1~545 番地先前、市道 40539 号、市道 40525 号、水路(増林三丁目
	235 番 3~231 番 1~231 番 3 地先前)、市道 40533 号、増林三丁目 240 番~256 番~265
	番~281 番地先前、市道 40528 号、增林三丁目 294 番~287 番地先前、市道 40528 号、市
	道 40525 号、水路(増林三丁目 233 番~224 番地先前)、埼玉県道·東京都道 102 号(平方
	東京線)、水路(増林三丁目 239 番 1~234 番地先前)、市道 40525 号、埼玉県道・東京都道
	102 号(平方東京線)、市道 40522 号、增森二丁目 118 番地先前、市道 40454 号、市道 40512
	号、市道 40511 号、市道 40522 号、市道 40508 号、市道 40507 号、市道 40527 号、市道 2180
	号、水路(增林二丁目 296 番~309 番 1 地先前)、増林二丁目 292 番 1 地先前、市道 1130
	号、增林二丁目 272 番 1 地先前、水路(増林二丁目 262 番~259 番地先前)、増林二丁目
	279 番 1~258 番 2 地先前、市道 10544 号、市道 2180 号、市道 40977 号、市道 40505 号、
	市道 40574 号、 増林一丁目 7番~6番地先前、 市道 40572号、 市道 40570号、 市道 40588
	号、大字增林字宮田 658 番~657 番~656 番~645 番~601 番~600 番 2 地先前、市道
	40564 号、市道 40605 号を順次結んで囲まれた区域
C-1	市道 1060 号、市道 10065 号、市道 10050 号、市道 10040 号、市道 10048 号、市道 10150 号、
	水路(大字向畑字立野 458 番 1~283 番地先前)、市道 10030 号、市道 10017 号、大字大吉
	字根通 703 番 1~698 番~~687 番 1~659 番~662 番 1~647 番 1~622 番~609 番 2~
	593 番 1~586 番地先前、市道 10016 号、市道 10010 号、市道 10014 号、市道 10002 号、市
	道 1070 号、市道 10083 号、市道 10040 号、市道 2090 号を順次結んで囲まれた区域
C-2	市道 10095 号、市道 10002 号、水路(大字船渡字島添 766 番~1059 番地先前)、市道 10030
	号、水路(大字船渡字大鳥前 1061 番 1~1252 番地先前)、埼玉県道・東京都道 102 号(平方
	東京線)、大字船渡字大鳥前 1343 番 1~大字大松字深石 211 番 1~210 番 1~202 番 1 地
	先前、市道 10582 号、市道 1060 号、市道 2090 号、市道 10110 号、市道 10002 号、市道 10113
	号、市道 10112 号、市道 2080 号を順次結んで囲まれた区域
D-1	新方川、市道 20724 号、市道 20992 号、市道 20717 号、さいたま市との行政界、市道 20721
	号、市道 20996 号、市道 20722 号を順次結んで囲まれた区域
D-2	①市道 60749 号、市道 1020 号、市道 60718 号、元荒川、大字小曽川字川端 185 番地先前、
	市道 60720 号、大字小曽川字川端 196 番地先前、市道 60719 号、市道 60716 号を順次結ん
	で囲まれた区域
	◎ 大学 (0/42 日 上京政府京土
	②市道60642号、大字砂原字六反田632番3~631番地先前、末田大用水、市道60558号、
	末田大用水、市道 2150 号、市道 60834 号、市道 60832 号、市道 60645 号、市道 2140 号、
	市道 60656 号を順次結んで囲まれた区域
	③市道 60529 号、市道 60537 号、市道 60512 号、末田大用水、市道 60444 号、市道 60837
	号、市道 60849 号、国道 463 号、さいたま市行政界、市道 60832 号、市道 60540 号を順次結
	んで囲まれた区域
D-3	①市道 2262 号、市道 60012 号、市道 60286 号、市道 60287 号、谷中町四丁目 200 番 1 地
	先前、市道 60262 号、市道 60787 号、水路(谷中町四丁目 175 番 1~173 番 1~257 番 1~
	247番1地先前)、市道 60044号、大字界(谷中町四丁目と大字北後谷)、市道 60281号、市
	247 番1 地元前人 市道 60044 5、人子が(谷中町四) 自己人子北後谷人、市道 60281 5、市 道 60811 号、市道 60270 号、市道 1141 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)を順次結んで囲まれ
	た区域

②県道 324 号(蒲生・岩槻線)、市道 60386 号、市道 60365 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)、市道 60773 号、市道 60379 号、市道 60366 号、大字長島字上 269 番 1~294 番 1~292 番 1 地先前、市道 60379 号、市道 60394 号、市道 60774 号、市道 60395 号、県道 324 号(蒲生・岩槻線)を順次結んで囲まれた区域

(イ)優良農地(産地形成型)

上記の優良農地(集団型)以外の農用地区域においては、本市の地理的特性を活かした都市型農業経営が営まれている農地も存在する。

以下の農業経営が営まれる農地については、10ha以上の集団性は有しないが、本市の農業振興上、重要な土地であることから、優良農地(産地形成型)として位置づけ、圃場の集積や農業生産基盤の整備などの農業振興施策を積極的に実施することとする。

なお、施策の実施にあたっては、対象とする経営の種類、その経営が行われる農地を明確にすることが必要である。特に、特産物生産については、品目ごとの圃場の集積の誘導に努め、集積された圃場において効果的な施策実施を図る。

経営の種類	内容	主な品目・地域
特産物生産	市の特産である 農産物生産	ネギ(新方地区、増林地区を中心とする畑作地域)、クワイ(荻島地区、出羽地区)、小松菜やほうれん草の施設・露地栽培、山東菜、チューリップ、イチゴなど本市の特徴的な農産物の生産が行われている農地
高収益型農業経営	観光農園	増林地区(農業技術センター周辺、増森)、大相模地区 (東町)、その他の観光農園が行われている農地
间仍皿主放木框白	農産物加工	増林地区(増森)、大相模地区(東町)など、農産物加工が行われている農地

2. 農用地利用計画

別記

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1.農業生産基盤整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発の方向は、各地区において農地の利用集積、用排水路、農道の整備、老朽化したかんがい排水施設の改修・補修など、それぞれの地区に適合する事業を勘案し、総合的な生産条件の整備を図ることによって安定的かつ効率的な農業経営の発展に資する。

(ア)桜井地区

用排水路の整備や改修、農道の整備を行い、現況農用地の生産性、作業の効率性の向上を図る。

(イ)新方地区

水田を中心とする農地の集団性を活かし、優良農地(集団型)を中心として農地の集積や用排水路の再編、 それに伴う整備や改修、農道の拡幅などを計画的に進め、持続的に農業経営を行うことのできる優良農地の 創出と良好な景観形成を図る。

優良農地(産地形成型)では、狭小な農道の拡幅など、農地の効率的利用に向けた営農環境の改善に取り組む。

(ウ) 増林地区

過去の土地改良事業で整備され、老朽化した用排水路の改修や未整備箇所の整備を進め、かんがい排水施設の機能回復や良好な営農環境の形成を図る。

優良農地(集団型)では、特に農地の集積や用排水路再編、それに伴う整備や改修、農道の拡幅などを 優先的に進め、持続的に農業経営を行うことのできる優良農地の創出と良好な景観形成を図る。

優良農地(産地形成型)では、狭小な農道の拡幅など、農地の効率的利用に向けた営農環境の改善に取り組む。

(エ)大袋地区

狭小な農道の拡幅や老朽化した用排水路の改修などの農業生産基盤の整備により営農環境を整え、現 況農用地の保全・有効活用を図る。

優良農地(集団型)では、特に農地の集積や用排水路再編、それに伴う整備や改修、農道の拡幅などを 優先的に進め、持続的に農業経営を行うことのできる優良農地の創出と良好な景観形成を図る。

優良農地(産地形成型)では、狭小な農道の拡幅など、農地の効率的利用に向けた営農環境の改善に取り組む。

(才)荻島地区

末田大用水の受益地区となる本地区は、広大な水田地帯が残されている。優良農地(集団型)及び優良農地(産地形成型)を中心として、農地の集積ととともに、品目ごとの圃場集約を検討し、支線用水路の整備や老朽化した水路の整備、農道の拡幅整備を計画的に行い、生産性と効率性の良い優良農地の創出を図る。

(カ)出羽地区

優良農地(産地形成型)を中心として、現況農用地の効率的な利用を図るため、品目ごとの圃場集約を検討するとともに、老朽化したかんがい排水施設の改修を行い、農業生産基盤の機能回復を図りながら農地の保全・有効活用を図る。

(キ)大相模地区

優良農地(産地形成型)を中心として、用排水路の改修や農道拡幅を行いながら営農環境を整え、現況 農用地の生産性や利用効率の向上を図る。

2.農業生產基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益0	の範囲	対図番号	備考
尹未り悝規	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受益地区	受益面積	別凶笛 ケーニー	1佣石
排水改良	改修 L=700m	A-1	7.0ha	1	
用水改良	新設 L=40m	В-2	0.4ha	2	
用水改良	新設 L=60m	В-2	0.6ha	3	
用水改良	新設 L=160m	В-2	1.6ha	4	
用水改良	新設 L=240m	В-2	2.4ha	5	
用水改良	新設 L=360m	B-2	3.6ha	6	
用水改良	新設 L=180m	В-2	1.8ha	7	
用水改良	改修 L=360m	B-2	3.6ha	8	
用水改良	改修 L=220m	C-1	1.1ha	9	
用水改良	改修 L=120m	C-1	0.6ha	10	
用水改良	新設 L=50m	D-2	0.3ha	11	
用水改良	新設 L=80m	D-2	0.8ha	12	
用水改良	改修 L=420m	D-3	21.0ha	13	
農道整備	改良 L=260m	D-3	2.6ha	14	

表 6 農業生産基盤整備開発計画

3.森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4.他事業との関連

(1)中川•綾瀬川流域整備計画

昭和58年に策定した中川・綾瀬川流域整備計画は、本市を含む流域の総合治水対策に関する指針を定めている。農地の持つ遊水・保水機能は、浸水被害軽減に大きな効果が見込まれており、治水対策の観点からも農地が重要であることを踏まえ、農地の保全に努めることが必要である。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

優良農地(集団型)及び優良農地(産地形成型)は本市の農業振興において重要な農地であることから、これらの農地を中心として農用地等の保全・有効活用を図る方向である。

保全のための方策としては、優良農地(集団型)については、農地利用集積円滑化事業による担い手への集積や圃場の大区画化、農業生産基盤の計画的整備に取り組み、同時に遊休農地及び耕作放棄地の発生防止を図る。

また、集積した農地においては、少数の担い手では水の管理や畔、道水路際等の雑草駆除、用排水路の清掃などを十分に行うことが困難であるため、農地所有者及び地域住民との協力体制、地域全体で農用地を保全する仕組みづくりに取り組む。

優良農地(産地形成型)については、品目ごとの圃場集積や農道の拡幅など、農地の効率的な利用に向けて 営農・管理しやすい環境整備に取り組む。

2. 農用地等保全整備計画

該当なし。

3. 農用地等の保全のための活動

(1)農業・農村支援ネットワークづくり事業

越谷市の地理的特性を活かし、都市の魅力と農業・農村の恵みを両立したまちづくりや農業者と地域住民との交流による農業への理解向上、地域で農業を支えるネットワークづくりを進めることを目的として、農用地区域を設定している6つの地区(新方地区、増林地区、大袋地区、荻島地区、出羽地区、大相模地区)を対象として、平成22年度から農業・農村支援ネットワークづくり事業を実施している。

1地区につき1年あたり30万円を上限として、各地区の地域コミュニティ推進協議会が行う農業者と地域住民の連携による農業イベントや水路清掃等などの活動に対して3年間補助を行う。

対象となる活動内容としては、

- ①農業者と地域住民が協力して農業用水等の維持管理作業を行う「農地・水・環境保全向上対策事業」
- ②各地区の農産物をイベントなどで紹介・販売する「地産地消推進事業」
- ③農業者の農繁期の作業をサポートできる人材を発掘・育成する「援農ボランティア事業」
- ④遊休農地を活用した景観作物の栽培や農業体験などの生涯学習の場を提供する「遊休農地活用事業」
- ⑤農業関連イベントを農業者と地域住民が共同で企画・実施する「農業イベント実施事業」などがある。
- 3年間の補助事業が終了した後においても、農地保全に向けた活動が継続されるよう、農業者と地域住民のネットワークの維持、地区における農業を支援するための活動の定着を目指す。

(2) 大吉・向畑地区の農地利用集積円滑化事業に向けた取り組み

大吉・向畑地区にある約 9.0haの現況水田では、平成 24 年度と平成 25 年度の大吉地区土地改良事業施行により農業生産基盤の整備を実施し、平成 26 年度からは越谷市農業協同組合による農地利用集積円滑化事業を活用し、担い手への集積の取り組みを進行中である。

集積後においては、耕作については農業者、農用地の保全に関する周囲の用排水路清掃や道・水路沿いの雑草駆除等については土地所有者からなる地区の組織が主体となって担う体制づくりが進められている。

大吉・向畑地区の事例を、本市における農地利用集積円滑化事業実施の一つのモデルとし、優良農地(集団型)の区域内の水田を中心として農地の集積を促進するとともに、地域全体で農地を保全する仕組みづくりを推進する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営基盤強化促進法に基づき、平成22年度に変更した「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」 (以下「基本構想」という。)や、平成22年度に策定した「第2次越谷市都市農業推進基本計画」に基づき、効率的・安定的な農業経営の実現に向けて、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に取り組む。

(1)効率的かつ安定的な農業経営の目標

2010 年農林業センサスによると、販売農家(841 戸)における経営耕地面積規模別農家数では、3ha未満の小規模な面積を耕作する農家が全体の97.6%と大半を占めているのが現状である。

また、平成 24 年度に実施した農業者個別アンケートにおいては、農業収入が 300 万円に満たない世帯が回答者の 88.2%を占めた。

高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少しつつある状況を踏まえ、耕作者がいなくなった農地の担い手への流動化を進めることにより、耕作面積の大規模化を図り、効率的かつ安定的に農業経営を行うことができる環境づくりに取り組むことが喫緊の課題である。

このような現状を踏まえ、基本構想で定める本市の効率的かつ安定的な農業経営の目標として、主たる農業 従事者1人あたりの年間農業所得560万円程度、年間労働時間1,800時間程度の水準の実現を目指す。

この効率的かつ安定的な農業経営の目標を達成するために、基本構想で定めた営農類型ごとの目指すべき 指標を表 10 で示す。この指標をもとに農業経営改善計画を作成し、市が認定した農業者(以下「認定農業者」と いう。)については、地域農業の中核的な担い手と位置づけ、農業経営の安定化に向けた支援を行う。

さらに、市内の現況水田を 10ha以上耕作する認定農業者については、越谷市特別認定農業者として規模拡大に必要な設備投資のための重点的な支援を行う。

また、露地・施設で栽培されるネギや小松菜、ほうれん草、山東菜、チューリップをはじめとする花卉、水田で栽培されるクワイなどの特産物栽培については、消費者の多様なニーズに応えるための品質向上や供給の安定化に取り組み、産地化を推進する。

近年取り組みが盛んな観光農園については、農業経営の効率化・安定化が期待されることから、増林地区の (仮称)越谷いちご農園団地を拠点施設として、観光農園相互の連携を図りながら、イチゴの産地化や観光資源化、関連産業への波及効果などの発展的な展開に取り組む。

農産物の加工については、農産物の利用拡大、価値向上、新たな特産品開発につながることから、農業者自身による取り組みを支援するとともに、商工業者との連携も視野に入れ、付加価値の高い農業経営の推進に取り組む。

単位:ha、人(%)

:	規模	0.3 未満	0.3~ 1.0	1.0~ 3.0	3.0~ 5.0	5.0~ 10.0	10.0~ 20.0	20.0~	計
	人数	5	540	276	10	4	3	3	841
(:	割合)	(0.6)	(64.2)	(32.8)	(1.2)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(100)

表 7 耕作面積別販売農家数(平成22年 農林業センサス)

単位:円、人(%)

金額	100 万 未満	100 万~ 300 万	300 万~ 500 万	500 万~ 700 万	700 万~ 1000 万	1000 万~ 3000 万	3000万~	計
人数	557	85	22	21	14	21	8	728
(割合)	(76.5)	(11.7)	(3.0)	(2.9)	(1.9)	(2.9)	(1.1)	(100)

表 8 農業収入金額別農家数(平成 24 年度 農業者個別アンケート調査)

単位:戸(%)

地区	拡大意向回答(割合)	現状維持回答(割合)	縮小意向回答(割合)	地区別回答数
桜井	1 (0.8)	74 (62.2)	44 (37.0)	119
新方	1 (0.7)	87 (63.0)	50 (36.2)	138
増林	11 (5.2)	125 (58.7)	77 (36.2)	213
大袋	5 (4.7)	61 (57.5)	40 (37.7)	106
荻島	5 (2.6)	133 (68.2)	57 (29.2)	195
出羽	3 (2.1)	85 (59.9)	54 (38.0)	142
蒲生	1 (3.0)	19 (57.6)	13 (39.4)	33
川柳	1 (1.9)	34 (64.2)	18 (34.0)	53
大相模	7 (5.8)	72 (59.5)	42 (34.7)	121
大沢	0(0)	20 (71.4)	8 (28.6)	28
北越谷	0(0)	4 (40.0)	6 (60.0)	10
越谷	0(0)	2 (40.0)	3 (60.0)	5
計	35 (3.0)	716 (61.6)	412 (35.4)	1163

表 9 農業経営の拡大意向(平成 24 年度 農業者個別アンケート調査)

区分	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
	主穀単一経営 水田 15ha 水稲 15ha もち加工 1.3t		15戸	300ha	
	クワイ複合経営	水田 4.5ha	水稲 4ha クワイ 0.5ha	7戸	_
	小松菜施設葉物単 一経営	ハウス 53a 畑 30a	小松菜 ハウス 370a 露地 30a	9戸	
家族経営	施設トマト露地野菜複合経営	ハウス 25a 畑 80a	トマト 25a 夏ネギ 45a 山東菜 27a	11戸	
次 灰柱占	施設野菜複合経営	ハウス 50a 畑 20a	枝豆 70a 小松菜 50a 水菜 50a 山東菜 20a	16 戸	
	ねぎ複合経営	畑 2ha	ネギ 1.4ha 山東菜 27a	3 戸	_
	養鶏経営 採卵鶏 21,000 羽		常時成鶏羽数 19,870 羽 鶏卵年販売量 出荷 205,033kg 直売 87,872kg	2戸	_

鉢物•苗物経営	ハウス 33a	鉢物(シクラメン、キク等) 29a 苗物(パンジー、ニチニチソウ 等) 72.6a	4戸	
洋ラン経営	ハウス 10a	ファレノプシス 10a	1戸	_
切花経営	ハウス 25a 畑 50a	チューリップ 15a フリージア 10a 露地キク 50a	6戸	_
都市観光農業経営	畑 1.3ha	露地ブドウ 1.3ha	1戸	_
観光いちご経営	ハウス 25a	イチゴ 25a	6戸	6ha
農業体験農園経営	畑 90a	農業体験農園 80a	1戸	_

表 10 効率的なかつ安定的な農業経営の目標達成に向けた指標

- ※平成 24 年度末における認定農業者の認定実績及び都市型農業経営者育成支援事業を終了した新規就農者における農業経営について、主力品目及び特徴的な生産品目から営農類型を分類した。
- ※主力品目及び特徴的な生産品目による営農類型が2つ以上該当する農業者については、該当するすべての 営農類型の経営体として算入した。

(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

平成 22 年の農林業センサスによると、本市の経営耕地面積は、田 709ha、畑 204ha、樹園地 4ha の計 917ha となっている。総農家数 1,323 戸のうち、販売農家は 841 戸(63.6%)でそのうち経営耕作地面積が 3haを超える農家は 3%に満たない。

一方で、土地持ち非農家数は販売農家戸数とほぼ同数の848戸にのぼり、農業従事者および農家数の減少とともに非農家が所有する農地の割合が増加する傾向にある。

販売農家においても、経営耕地である田のある農家 799 戸のうち、田で何も作らなかった農家は 200 戸あり、 その面積は約 38.1haである。経営耕地の畑のある農家 671 戸のうち 225 戸は畑で何も作らず、その面積は約 38.3haとなっている。

また、各農家の経営耕地のうち販売農家においては約31.7ha、自給的農家においては約38.4ha、土地持ち 非農家においては約135.2haが耕作放棄地であるという結果が示されている。

販売農家における借入耕地の状況をみると、田を借りている農家は141戸で約173.1ha、畑を借りている農家は70戸で約18.3ha、合計178戸で約191.4haの耕地が借入れされている。

田では、1戸あたり平均して約 1.2ha以上の耕地が借入れされており、一定程度の農地の流動化は見られるが、その動きは遅く、大規模化による農業経営の安定化には不十分である。

今後は、越谷市農業協同組合と連携しながら、農地利用集積円滑化事業を活用し、耕作する者のいなくなった農地を地域の中核的な担い手への集積を進め、農地の効率的利用を促進する必要がある。

一方、小規模な耕作地においては、温室による周年栽培や多品目を組み合わせた効率的な栽培、付加価値 の高い品目の選択等により、面積あたりの生産性向上を促進する。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)農地利用集積円滑化事業

本市においては、越谷市農業協同組合と市がそれぞれ農地利用集積円滑化団体となっている。 越谷市農業協同組合においては、土地利用型農業を中心とした農地利用集積円滑化事業全般を実施する。

市は、観光農園をはじめとする高収益型農業を推進することを目的として、農地所有者から農地を借り受けた後、盛土や栽培用ハウス等の農業用施設の整備を行い、担い手に貸し付ける農地利用集積円滑化事業を実施

する。

また、それぞれの農地利用集積円滑化事業の実施にあたっては、相互に十分調整を行い、効率的な事業実施に取り組むこととする。

(2)計画的な農業生産基盤の整備

農地利用集積円滑化事業などによって集積した農地において効果的な農業生産基盤の整備を計画的に実施し、農作業の効率化や生産性を高めることにより、農地の保全と有効活用を図る。

(3)越谷市特別認定農業者補助制度

集積した農地の担い手となる農業者への支援策として、平成25年度から越谷市特別認定農業者補助制度を 開始した。

市内で10ha以上の現況水田を耕作する認定農業者を、越谷市特別認定農業者とし、耕作面積の大規模化により農業経営の効率化・安定化に取り組む農業者への支援を行う。

この制度を活用し、集積した農地を受けることのできる担い手を確保・育成するとともに、こうした農業者に対して集積された水田の大部分が集積されるよう取り組み、将来にわたって優良な農地の保全・有効活用を図る。

優良農地(産地形成型)で営まれる農業経営については、今後確保・育成すべき農業経営を明確にし、必要な支援策の検討、重点的支援制度の拡充を進める。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

これまでの本市の農業経営構造は、水田率の高さが示すように水稲作を基盤とし、これに野菜や花卉などの露地または施設栽培、畜産、あるいは他産業との兼業が結びつくという経営であった。しかし、都市化や兼業化の急速な進展の一方で、首都近郊という特性を活かした野菜や花卉の近郊栽培が発達し、農業経営の専門化などによる単一作目型の経営への転換も行われてきた。

2010 年農林業センサスにおける販売目的の作物別作付農家数では、水稲が577戸で558haともっとも多く、販売農家(841戸)の68%以上が稲作を営んでいる。次いで野菜類では、露地栽培が277戸で98ha、施設栽培が86戸で15.76ha、重複を除く作付実数は289戸となっており、販売農家の34.36%にあたる。また、花卉類では、露地栽培が31戸で11ha、施設栽培が18戸で4.12ha、重複を除く作付実数は36戸、果樹類では、14戸で4haであった。

なお、野菜と花卉類の施設栽培の合計は104戸で約20haであり、これは販売農家数の約12%にあたるが経営耕地面積に占める割合としては2%程度である。

このような現状を踏まえ、第2次都市農業推進基本計画の基本理念である「持続的な農業が行われる環境づくり」を目指すためには、効率的・安定的な農業経営の実現に向けて、水田を中心とする土地利用型農業については農地の集積、大規模化による効率的な農業経営の実現に取り組む方針である。

また、水稲作以外については、特産物の生産や、多様な消費者ニーズに対応した観光農園などの体験型農園、 農産物加工などの本市の地理的特性を活かした都市型農業経営の推進に取り組むことを方針とする。

このための方策として、認定農業者を中心として、集積された農地の担い手となる農業者や施設栽培、観光農園、農産物加工などに取り組む農業者に対して、農地の集積、施設の立地が可能な農地の確保を支援するとともに、生産における効率的な施設や機械の導入や貯蔵、加工、流通の効率化、技術向上に向けた施設等の導入に対する支援策の検討、実施を進める。

2. 農業近代化施設整備計画

		受益の範囲				対図	
施設の種類	位置及び規模	受益	受益	受益	利用組織	番号	備考
		地区	面積	戸数			
共同生産施設	増森一丁目 41 番 外 敷地面積 19,072 ㎡ 栽培面積 10,080 ㎡ 低コスト耐候性ハウス (1,260 ㎡×8 棟)	増林地区	1.9ha	5戸	(仮称)越谷いちご 団地生産者組合	1	

表 11 農業近代化施設整備計画

3. 森林の整備その他林業との関連

該当なし。

4. 他事業との関連

第6農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

平成22年度から、農業技術センターの施設の一部を活用して都市型農業経営者育成支援事業を実施中であり、 現時点では新規就農者の育成・確保に向けた新たな施設の具体的な整備計画はない。

農業技術センターの施設を活用し、収益性の高いイチゴの生産技術に関する調査・研究を進め、都市型農業経営者育成支援事業を終了した新規就農者の円滑な就農や観光農園経営者の経営安定化を支援するとともに、イチゴ以外の新たな特産品の導入や養液栽培等の栽培手法に関する研究、農業者への情報提供を行い、都市型農業経営の推進に取り組む。

2. 農業就業者育成•確保施設整備計画

該当なし

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

(1)農業技術センターの活用

農業技術センターは、平成10年4月1日に、越谷市の地理的条件を踏まえ、都市化と自然環境との調和を図りながら、本市にふさわしい都市農業の将来像を農業者とともに検討し、都市型農業経営の安定化・効率化・持続化を促進することを目的として開設された。

当センターでは、養液栽培の試験温室やバイオテクノロジー関連機器、土壌等の分析機器、セル苗生産ライン、発芽室などの設備を整え、栽培や農業経営に関する技術・情報等を農業者へ提供するほか、設備の農業者への貸出し、育苗支援などを行っている。

平成 22 年度からは、イチゴなどの観光農園経営者の育成を目的に、農業技術センターの温室棟を利用して「都市型農業経営者育成支援事業」を実施している。

(2)都市型農業経営者育成支援事業

農業技術センターの施設の一部を利用し、イチゴの施設園芸で就農を目指す 18 歳以上 40 歳未満の農業後継者等を対象として、いちご観光農園の経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等に関する2年間の研修を行い、研修修了後は新たな農業の担い手として就農へ導く。一期につき、3 人程度の研修生を受け入れ、研修中は研修に専念させることを目的に、月額 15 万円程度の研修手当を支給している。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は首都近郊に位置し、交通網の整備に伴って急速に都市化が進んできた。このため都内を中心とする就 業機会に恵まれており、農業以外の就労形態も恒常的勤務が多くを占めている。

2010 年農林業センサスでは、販売農家(841 戸)における兼業農家数は 650 戸(77.2%)であり、このうち農業所得以外の所得を主とする第二種兼業農家は 551 戸で販売農家全体の 65.5%を占めている。

販売農家における世帯員数の合計 3,694 人のうち、農業のみまたは農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、農業を主としている農業就業人口は 1,428 人(38.7%)であり、さらにこのうち普段仕事として農業に従事している基幹的農業従事者は 1,168 人である。これは販売農家の世帯員数の 31.6%、農業就業人口の 81.8%である。このことからわかるように、販売農家においても世帯員の農業への従事率は低い。

また、農業を専業とする大規模経営を目指す経営体への農地集積は、速度、規模ともに低水準にとどまっているのが現状である。

このため、小規模農地での耕作や高齢化、農業後継者の不在などによる担い手不足という問題から、農地の利用率や生産性が低下するといった課題が生じている。さらに、平成24年度に実施した農業者個別アンケート調査において、縮小意向の農家のうち、10年以内に経営を縮小したいと回答した農家が9割近くにのぼっていることから、農地の流動化は喫緊の課題である。

一方で、本市は、交通網の発達とともに商・工業が大きく発展を遂げた地域であるが、近年では工場の周囲への 住宅地形成により、住工の混在やその解消のための新たな事業地の確保が困難となっている。

これらの課題の解消に向けて総合的な視点から検討を進め、戦略的な農地集積の加速化を目指すこととし、農業経営縮小意向の農家から大規模化を目指す農家への農地の流動化や温室などの施設を活用した効率的な農地利用による生産性の向上を図るとともに、あわせて農地の集積の加速化のために、出し手となる農家の雇用の安定の確保策を検討していく必要がある。

単位:戸

販売農家数	専業農家	兼業農家		
			第一種兼業	第二種兼業
841	191	650	99	551

表 12 専兼業別販売農家数(2010年農林業センサス)

単位:戸

	縮小予定時期				
縮小意向農家数	1年以内	5 年以内	10 年以内	10年より先、または未定	
412	55	179	132	139	

表 13 縮小意向農家における縮小予定時期(平成24年度 農業者個別アンケート調査)

※複数の農地を所有する農業者においては、農地の状況等により複数回答がなされたため、各回答の合計は 縮小意向農家数と一致しない。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

3. 農業従事者就業促進施設 該当なし。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

高度経済成長期の急激な都市化による無秩序な開発が乱発した時期においては、農業用水や河川の汚濁、地盤沈下等が課題であった。近年では、合併処理浄化槽の普及や都市計画法等による乱開発の抑制により、生活環境の悪化は緩和され、教育施設や防災施設、保健衛生施設、交通施設などの生活環境施設の整備の充実が進められている。

しかし、依然として農業振興地域内においても土地利用需要は高く、住宅や資材置場等が点在する地域では、 農業的利用との混在による農業用水への生活排水等の流入や、農道への一般、運搬、工事用車両の頻繁な交 通、農地や用排水路への産業廃棄物等の投棄、農地以外への転用による美しい景観の喪失などが課題となって いる。

各地域で展開される農業振興と併せて、地域ごとの個性を活かしながら、生活環境や景観等にも配慮した美しく住みよい地域づくりを促進していく必要がある。

(1)安全性

農業振興地域内の道路は、幹線については整備をほぼ終えている。しかし、生活道路においては迂回路として一般車両の通行が頻繁に行われている箇所がある。農作業はもちろん、生活における安全を確保するため、 集落内の生活道路の安全対策、道路整備に努める。また、防犯対策として街灯、防犯灯の設置を進める。

(2)保健性

市内の医療機関は441を数え、農業振興地域周辺における医療の充実も進んでいる。

農業用用水の汚濁防止や地域における清掃活動の強化促進、農地はもとより道・水路等への不法投棄防止のためのパトロール強化を図る。

(3)利便性

平成24年4月1日現在の市内道路の整備状況は、国道4路線、県道13路線、市道8,281路線で、総延長は1,309kmに及んでいる。このうち農業振興地域内における農道の総延長は209kmで、整備の進捗率は68.6%となっており、3割以上が未整備であるのが現状である。農業機械の大型化を促進するため、地元と連絡体制を強化しながら拡幅・整備を進める。

また、農業生産に不可欠な用水路については、農業振興地域内の総延長は 189kmで、整備の進捗率は 75.6%である。農業生産の効率化に向けて、地元の農業者や関係土地改良区と協議しながら、優良な農地区域 を中心とした計画的な整備を進める。

(4)快適性

各地域において大規模公園が整備されている。

また、市内に多く流れる河川や農業用水路においては、末田大用水や新方川、逆川、東京葛西用水などの遊歩道整備や逆川の護岸整備など、豊かな水辺空間を活かすための整備が進められている。

近年では、農地の持つ多面的機能への再評価がなされ、農地の重要性や農業への関心が高まっているが、 遊休農地・耕作放棄地の増加や他用途への転用による農地の減少や景観の悪化が懸念されている。農業振興 地域外への土地利用需要の誘導に努め、農地及び農地周辺の自然環境の保全を図る必要がある。

また、市民農園などの体験型農園は都市住民からの関心が高く、利用度が高いことから、こうした制度を活用し、農地の有効利用と耕作放棄の抑制を図る。

(5) 文化性

各地区のコミュニティ推進協議会等の自治組織を中心として、公民館・地区センターを拠点施設とする文化、スポーツ・レクリエーション活動による交流が市街地・農業地域を問わず活発に行われている。

農用地区域のある6つの地区(新方、増林、大袋、荻島、出羽、大相模)においては、豊かな農地や農業のある

環境を活かしたまちづくりに向けた農業・農村支援ネットワークづくり事業への参画を推進している。

大袋、荻島、出羽、大相模地区については既に事業に着手・完了しているため、残りの新方、増林地区における事業参加を促進し、地域農業を地域で保全し、振興するための活動を支援することにより、農業・農地に対する市民全体の理解向上を促す。

2. 生活環境施設整備計画

施設の種類	地区(町・大字名) 及び規模	利用の範囲 (受益戸数)	対図 番号	備考
集落集会施設	増林(未定) 1 棟	本田自治会 (168 戸)		平成 26 年度予定
	新方(船渡) 1棟	しらこばと自治会 (188 戸)	_	平成 29 年度予定
	大相模(東町二丁目) 1 棟	イーストサイド自治会 (100 戸)	_	平成 29 年度予定

表 14 生活環境施設整備計画

- 3. 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。
- 4. その他の施設の整備に係る事業との関連該当なし。

第9 附図

- 1. 土地利用計画図
 - (1)農業振興地域土地利用計画図
 - (2)優良農地(集団型)区域図
- 2. 農業生產基盤整備開発計画図
- 3. 農用地等保全整備計画図 該当なし
- 4. 農業近代化施設整備計画図
- 5. 農業就業者・育成確保施設整備計画図 該当なし
- **6. 生活環境施設整備計画図** 該当なし







